

<方法論 No. R003 Ver. 5.2>

「植林活動によるCO2吸収量の増大」(概要・適格性基準)											
プロジェクト概要	植林を実施することにより、対象となる森林においてCO2吸収量が増大するプロジェクトであり、以下の適格性基準1～3を全て満たすもの。										
適格性基準	<p>条件1：プロジェクト実施地が2008年3月31日時点で森林法第5条又は第7条の2に定める森林（森林計画対象森林）でなく、かつ以下の森林の定義を満たしていないこと。</p> <p style="text-align: center;">表1 我が国の森林の定義</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>定義</th> <th>閾値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最小森林面積</td> <td>0.3ha</td> </tr> <tr> <td>最小樹冠被覆率</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>最低樹高</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>最小の森林幅</td> <td>20m</td> </tr> </tbody> </table>	定義	閾値	最小森林面積	0.3ha	最小樹冠被覆率	30%	最低樹高	5m	最小の森林幅	20m
	定義	閾値									
	最小森林面積	0.3ha									
	最小樹冠被覆率	30%									
最低樹高	5m										
最小の森林幅	20m										
<p>条件2：プロジェクト実施地において行われる施業が、以下の2つの条件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト対象地に関し、プロジェクト代表事業者等に含まれない土地所有権等の保有者が存在する場合は、当該権利の保有者による永続性の担保がなされること。 ・プロジェクト実施地において行われる施業が、植林であること。 											
<p>条件3：プロジェクトにより、プロジェクト実施地が森林計画対象森林に含まれるよう必要な措置がとられていること、又は当該プロジェクトにより既に森林計画対象森林とされていること。</p>											
<p>条件4：クレジット発行期間における年度単位の吸収量見込の累計が常に正であること。当面の間、クレジット発行期間については、2008年4月1日以降2013年3月31日までの期間（以下、第1クレジット期間という）を指す。</p>											

<適格性基準の説明>

条件1：対象森林

<2008年3月31日において京都議定書に定める森林でない>

植林については、単位面積あたりの炭素ストックの小さい土地において実施されることで（たとえば、農地や宅地から森林への土地利用変化）、CO₂吸収量が増加する。このため、植林前の土地利用状況は重要となる。元々は森林として利用されていた土地が、農地に転用された後に森林へ再転用されるなどのケースも想定されるため、ここでは植林前の土地利用状況として、2008年3月31日において森林でなかった土地を対象とした。

なお、この条件を満たしていることを証明する代表的な方法としては、以下の方法がある。

- 対象地の過去の土地利用状況が確認できる空中写真又は確認可能な衛星イメージ
- 地図等の過去の土地利用状況が証明できる土地被覆情報
- 地上調査結果（土地利用・土地被覆に関する情報、土地台帳・所有者登録・その他の地域登記簿からの情報等）

<2008年3月31日に森林法第5条又は第7条の2に定める森林でない>

別途作成しているNo. R001「森林経営活動によるCO₂吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）」及びNo. R002「森林経営活動によるCO₂吸収量の増大（持続可能な森林経営促進型プロジェクト）」の対象森林との重複を避けるため、2008年3月31日時点で森林法第5条又は第7条の2に定める森林でないことを条件とした。

条件2：対象となる施業

<プロジェクトの申請>

プロジェクト代表事業者等に含まれない土地所有権の保有者、及び当該吸収プロジェクトの実施に係る入会権等、土地に設定された権利の保有者（保有者が組織、もしくは複数名で構成される場合はその代表者）に対して吸収プロジェクトの持続性確認を行うため、実施規則別紙「(6) プロジェクト対象森林が入会権等複雑な森林所有形態である森林管理プロジェクトにおける持続性の確保のための措置」に定める措置を取ること。

<植林を対象>

地域森林計画や市町村森林整備計画等に含まれる樹種の植林を対象とする。

条件3：持続可能な森林経営

<森林法第5条及び第7条の2に定める森林に含まれるための措置>

植林によるCO₂吸収量の増加は、植林後に森林が持続的に管理されることで達成される。したがって、植林対象地が持続的な森林経営下にあることを証明するため、森林計画対象森林に含まれることを条件とした。

条件4：クレジット発行期間¹における年度単位の吸収量見込の累計が常に正であること。

プロジェクト期間の長短に係らず、本制度では、クレジットの過発行を防止するために、クレジットを発行するにあたっては、クレジット発行対象林分²における年度単位の吸収量

¹ 当面の間、クレジット発行期間については、2008年4月1日以降2013年3月31日までの期間（以下、第1クレジット期間という）を指す。

² クレジット発行対象林分とは、クレジット期間中において条件2を満たす植栽、間伐、主伐の施業が実

見込の累計が常に正であることを条件としている。(事例1参照)。

(事例1)

年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
吸収量見込	300t	△400t	400t	300t	△400t
累計	300t	△100t	300t	600t	200t

→2009年度にクレジット発行対象林分における吸収量見込の累計が負となっているため、適格性基準を満たさない。

ただし、クレジット発行期間中に計画されている主伐面積しだいでは、期中のJ-VER発行量の累計が、クレジット期間の吸収量見込の累計(事例2の※)を上回るケースがありうる。この場合、プロジェクト期間中のクレジット発行対象林分における吸収量見込の累計を上回るクレジットは発行しないこととする。

(事例2)

年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
吸収量見込	300t	200t	200t	100t	△200t
累計	300t	500t	700t	800t	※600t

→2010年度時点において、2010年度までの吸収量の累計は700tであるが、プロジェクト期間中のクレジット発行対象林分における吸収量の累計は600tであるため、600tまでしか発行しない。

プロジェクト期間中にクレジット発行対象林分における吸収量が過発行になった場合には、約款に基づき、温室効果ガス吸収効果消失分に相当する量のJ-VERを補填すること(事例3参照)。ただし、自然撓乱や避けがたい土地転用・伐採後の植栽放棄等により消失される吸収量は対象外である。

(事例3)

年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
吸収量見込	300t	200t	200t	100t	100t →△200t
累計	300t	500t	700t	800t	900t →600t

→2012年度に計画変更を行った場合、2011年度までのJ-VER発行量800tがクレジット期間の吸収量見込の累計である600tを上回ることから、差分の200tを補填しなければならない。

施された林分の合計(森林施業計画・森林経営計画内の一部区域をモニタリング対象としている場合は、モニタリングが実施されていない林分を含む)を指す。

植林活動による森林吸収量の増大に関する方法論 詳細

1. 対象プロジェクト

本方法論は、植林活動による CO₂ 吸収量の増大を行うプロジェクトであり、適格性基準を全て満たすプロジェクトが対象である。

2. ベースラインシナリオ

- ・植林前の土地利用（例えば草地）の状態。

3. 算定で考慮する温室効果ガス排出・吸収活動

	吸収源	温室効果ガス	説明
ベースライン 吸収量	地上部・地下 部バイオマス	CO ₂	2008年3月31日時点での、植林活動による伐採・刈払いされる植林対象地（例：草地）のバイオマス蓄積変化量
プロジェクト 吸収量	地上部 バイオマス	CO ₂	植林により、追加的に地上部バイオマスが蓄積される。
	地下部 バイオマス	CO ₂	植林により、追加的に地下部バイオマスが蓄積される。
プロジェクト 排出量	地上部・地下 部バイオマス	CO ₂	植林活動による伐採・刈払いされる植林対象地（例：草地）のバイオマス蓄積量

4. 純吸収増大量の計算（算定）式

$$\Delta C_{total} = \Delta C_{AR-gain} - \Delta C_{Base} \dots \dots \dots (1) \text{ 式}$$

- ΔC_{total} 人為的純吸収量 (t-CO₂/年)
- $\Delta C_{AR-gain}$ 植林活動に基づく、年間の温室効果ガス排出吸収量 (t-CO₂/年)
- ΔC_{Base} 植林対象地のベースライン CO₂ 吸収量 (t-CO₂/年)

5. 吸収増大量の計算（算定）式

$$\Delta C_{AR-gain} = \Delta C_{AG} + \Delta C_{BG} - C_{stock} \dots \dots \dots (2) \text{ 式}$$

- $\Delta C_{AR-gain}$ 植林活動に基づく、年間の温室効果ガス排出吸収量 (t-CO₂/年)
- ΔC_{AG} 地上部バイオマス中の年間 CO₂ 吸収量 (t-CO₂/年)
- ΔC_{BG} 地下部バイオマス中の年間 CO₂ 吸収量 (t-CO₂/年)
- C_{stock} 植栽時に排出される植林対象地の CO₂ 蓄積量 (t-CO₂/年)

5.1 地上部バイオマス中の年間 CO₂ 吸収量の算定

$$\Delta C_{AG} = \sum_i \Delta C_{AG,i} = \sum_i (Area_{Forest,i} \times \Delta Trunk_{SC,i} \times BEF_i \times WD_i \times CF \times 44/12) \dots \dots \dots (3) \text{ 式}$$

- $\Delta C_{AG,i}$ 植林活動に基づく、階層 i における地上部バイオマス中の年間 CO₂ 吸収量 (t-CO₂/年)
- $Area_{Forest,i}$ 階層 i における植林が実施された樹種別・林齢別の森林の面積 (ha)
- $\Delta Trunk_{SC,i}$ 階層 i における単位面積当たりの幹材積の年間成長量 (m³/ha/年)
- BEF_i 階層 i における幹材積の成長量に枝葉の成長量を加算補正するための係数
- WD_i 階層 i における成長量 (材積) をバイオマス (乾燥重量) に換算するた

CF 木の係数 (t/m³)
 樹木の乾燥重量から炭素量に換算するための炭素比率であり、乾燥重量から炭素量への換算に用いる (0.5)
 i 1, 2, 3, …プロジェクト実施対象地サイトにおける階層 (地形、植栽樹種等の森林成長量に関する層：地位級)

5.2 地下部バイオマス中の年間 CO₂ 吸収量の算定

$$\Delta C_{BG} = \sum_i \Delta C_{BG,i} = \sum_i (\Delta C_{AG,i} \times R_{ratio,i}) \dots \dots \dots (4) \text{ 式}$$

$\Delta C_{BG,i}$ 植林活動に基づく、階層 i における地下部バイオマス中の年間 CO₂ 吸収量 (t-CO₂/年)
 $R_{ratio,i}$ 階層 i における地上部バイオマス中における年間 CO₂ 吸収量に、地下部 (根) を加算補正するための係数
 i 1, 2, 3, …プロジェクト実施サイトにおける階層 (地形、植栽樹種等の森林成長量に関する層：地位級)

5.3 プロジェクト排出量の算定 (植栽時に排出される植林対象地の CO₂ 蓄積量の算定)

$$C_{stock} = C_{AG} + C_{BG} \dots \dots \dots (5) \text{ 式}$$

C_{AG} 地上部バイオマス中の CO₂ 蓄積量 (t-CO₂)
 C_{BG} 地下部バイオマス中の CO₂ 蓄積量 (t-CO₂)

(注) 森林以外の土地利用の CO₂ 蓄積量算定にあたっては、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」(温室効果ガスインベントリオフィス (GIO) 編) の最新版³を参照のこと。

なお、果樹などが植栽された土地から森林に土地利用転換する際には、(5) 式にある地上部・地下部バイオマスを算定することが望ましいが、下表の「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」で示されている土地利用毎のバイオマスストック量からヘクタールあたりの CO₂ 蓄積量を用いることも可能。

<土地利用毎のバイオマスストック量及び CO₂ 蓄積量>

土地利用カテゴリー		バイオマス ストック量 [t-dm/ha]	炭素含有率 (tC/t-dm)	炭素から二 酸化炭素へ の変換係数	CO ₂ 蓄積量 (tCO ₂ /ha)	
転用前	農地	田	0.00	0.5	44/12	0.00
		普通畑	0.00			0.00
		樹園地	30.63			56.16
	草地	13.50	24.75			
	湿地、開発地、 その他の土地	0.00	0.00			

「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より作成。

6. ベースライン吸収量の算定 (植林対象地 (例：草地) の CO₂ 吸収量の算定)

$$\Delta C_{Base} = \Delta C_{AG} + \Delta C_{BG} \dots \dots \dots (5) \text{ 式}$$

ΔC_{AG} 地上部バイオマス中の CO₂ 吸収量 (t-CO₂/年)

³ 国立環境研究所の Web サイト：<http://www-gio.nies.go.jp/aboutghg/nir/nir-j.html>

ΔC_{BG} 地下部バイオマス中の CO₂ 吸収量 (t-CO₂/年)

(注) 植林前の土地利用の生体バイオマスの生長に伴う炭素蓄積量の増減が見込まれない場合はゼロとみなすことができる。算定方法の詳細については、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」(温室効果ガスインベントリオフィス (GIO) 編) の最新版⁴を参照のこと。

7. モニタリング方法 (具体的なモニタリング方法及びここに掲げていないパラメータについては、別途作成される「オフセット・クレジット (J-VER) 制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用)」を参照のこと)

モニタリングが必要な各パラメータ及びその測定方法例は、下表のとおりである。

<CO₂ 吸収量の増大>

パラメータ	$Area_{Forest}$: 森林経営活動の対象となる森林面積 (ha)
測定方法	対象森林の境界が明確であり、かつ境界内の樹種別・林齢別の森林面積が森林 GIS 及び実測 (森林測量) に基づき、適切に計測されたもの。 林業専用道と森林作業道は対象森林面積から除外すること。 ただし、森林作業道については、各都道府県の運用に従って作成された森林施業計画書又は森林経営計画書において森林面積に含まれる場合はこの限りではない。
測定頻度	モニタリング時に 1 回

パラメータ	地位級: 対象森林の成長量に関する地形、土壌条件等に関する階層
測定方法	対象とする階層において、プロット調査により平均樹高を算出し、地位級を特定する。
測定頻度	モニタリング時に 1 回

パラメータ	$Trunk_{SC}$: 単位面積当たりの幹材積の年間成長量 (m ³ /ha/年)
測定方法	収穫表作成システム LYCS (ライクス) ⁵ 、文献・資料 (例えば、学術論文、研究機関等が公表している紀要等) として公表されており、かつ対象森林の特性を反映したことが第三者により確認された収穫予想表を使用する。もしくは、実測により独自で作成した収穫予想表が対象森林の特性を反映していれば、それを使用することもできる。
測定頻度	モニタリング時に 1 回

パラメータ	C_{AG} : 単位面積当たりの地上部バイオマス中の CO ₂ 蓄積量 (m ³ /ha)
	C_{BG} : 単位面積当たりの地下部バイオマス中の CO ₂ 蓄積量 (m ³ /ha)
測定方法	文献・資料 (例えば、IPCC ガイドライン、学術論文、研究機関等が公表している紀要等) で公表されており、かつ対象地の特性を反映

⁴ 国立環境研究所の Web サイト: <http://www-gio.nies.go.jp/aboutghg/nir/nir-j.html>

⁵ 森林総合研究所 Web サイト: <http://www2.ffpri.affrc.go.jp/labs/LYCS/index.html>

	したことが第三者により確認された値（単位面積あたりの CO ₂ 蓄積量）を使用する。もしくは、実測により独自で植林対象地の CO ₂ 蓄積量を実測した値を使用することもできる。
測定頻度	モニタリング時に 1 回

パラメータ	BEF ： 幹材積の成長量に枝葉の成長量を加算補正するための係数
	WD ： 成長量（材積）をバイオマス（乾燥重量）に換算するための係数（t/m ³ ）
	R_{ratio} ： 地上部バイオマスにおける年間 CO ₂ 吸収量に、地下部（根）を加算補正するための係数
測定方法	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書 ⁶ 」、もしくは、その他の資料（例えば、学术论文、研究機関等が公表している紀要等）として公表されており、かつ対象森林の特性を反映したことが第三者により確認された値を使用する。また、実測により独自で算出した値が、対象森林の特性を反映していれば、それを使用することもできる。
測定頻度	モニタリング時に 1 回

なお、モニタリングガイドラインに記載されていない独自手法またはデータを用いてモニタリングする場合は、その方法を採用する合理的根拠やデータの出典を提示しなければならない。

⁶ 環境省 Web サイトよりダウンロード可能
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/hosoku/KP-NIR_J-2009.pdf

別紙 1 : 拡大係数など

表 1 「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書⁷」で示された森林簿樹種の拡大係数、枝根率、容積密度数

		BEF		R	D	炭素含有率	備考
		≤20	>20				
針葉樹	スギ	1.57	1.23	0.25	0.314	0.5	
	ヒノキ	1.55	1.24	0.26	0.407		
	サワラ	1.55	1.24	0.26	0.287		
	アカマツ	1.63	1.23	0.26	0.451		
	クロマツ	1.39	1.36	0.34	0.464		
	ヒバ	2.38	1.41	0.20	0.412		
	カラマツ	1.50	1.15	0.29	0.404		
	モミ	1.40	1.40	0.40	0.423		
	トドマツ	1.88	1.38	0.21	0.318		
	ツガ	1.40	1.40	0.40	0.464		
	エゾマツ	2.18	1.48	0.23	0.357		
	アカエゾマツ	2.17	1.67	0.21	0.362		
	マキ	1.39	1.23	0.20	0.455		
	イチイ	1.39	1.23	0.20	0.454		
	イチョウ	1.50	1.15	0.20	0.450		
	外来針葉樹	1.41	1.41	0.17	0.320		
その他針葉樹	2.55	1.32	0.34	0.352	北海道、東北 6 県、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、山梨、長野、岐阜、静岡に適用		
〃	1.39	1.36	0.34	0.464	沖縄県に適用		
〃	1.40	1.40	0.40	0.423	上記以外の県に適用		
広葉樹	ブナ	1.58	1.32	0.26	0.573		
	カシ	1.52	1.33	0.26	0.646		
	クリ	1.33	1.18	0.26	0.419		
	クヌギ	1.36	1.32	0.26	0.668		
	ナラ	1.40	1.26	0.26	0.624		
	ドノロキ	1.33	1.18	0.26	0.291		
	ハンノキ	1.33	1.25	0.26	0.454		
	ニレ	1.33	1.18	0.26	0.494		
	ケヤキ	1.58	1.28	0.26	0.611		
	カツラ	1.33	1.18	0.26	0.454		
	ホオノキ	1.33	1.18	0.26	0.386		
	カエデ	1.33	1.18	0.26	0.519		
	キハダ	1.33	1.18	0.26	0.344		
	シナノキ	1.33	1.18	0.26	0.369		
	センノキ	1.33	1.18	0.26	0.398		
	キリ	1.33	1.18	0.26	0.234		
	外来広葉樹	1.41	1.41	0.16	0.660		
	カンバ	1.31	1.20	0.26	0.468		
その他広葉樹	1.37	1.37	0.26	0.469	千葉、東京、高知、福岡、長崎、鹿児島、沖縄		
〃	1.52	1.33	0.26	0.646	三重、和歌山、大分、熊本、宮崎、佐賀		
〃	1.40	1.26	0.26	0.624	上記 2 区分以外の府県		

BEF : バイオマス拡大係数
R : 地上部に対する地下部の比率
D : 容積密度

⁷ 環境省 Web サイトよりダウンロード可能
(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/hosoku/KP-NIR_J-2009.pdf)

別添資料 1 : 妥当性確認にあたって準備が必要な資料一覧

【植林活動による CO2 吸収量の増大 (R003)】

資料番号	資料の内容
	プロジェクト計画書
	プロジェクト計画書別紙 (モニタリング計画)
添付資料	プロジェクト計画書で引用・参照している証拠等の資料
資料 1 - 1	プロジェクト代表事業者、その他プロジェクト参加者の紹介資料 (パンフレット等)、及びプロジェクト事業者・参加者間の関係が分かる図
資料 1 - 2	プロジェクトの対象となる森林を管理している主体の組織図 (会社案内等)
資料 2 - 1	プロジェクト対象の森林について、林小班を特定可能な情報及び緯度・経度等の地理的情報を含んだ森林計画図 (オルソ画像があれば添付)
資料 2 - 2	<p>プロジェクト対象の森林について、2008 年 3 月 31 日に森林でなかったことを証明できる資料 (下記例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象地の過去の土地利用状況が確認できる空中写真又は確認可能な衛星イメージ ➤ 地図等の過去の土地利用状況が証明できる土地被覆情報 ➤ 地上調査結果 (土地利用・土地被覆に関する情報、土地台帳・所有者登録・その他の地域登記簿からの情報等)
資料 2 - 3	<p>モニタリングプロットの位置を明示した①モニタリングポイントの全体図、及び②各モニタリングプロットを示す図面 (オルソ画像があれば添付)。</p> <p>また、②の図面には、各モニタリングプロットを選定した理由 (プロジェクト対象地のどのような実情を考慮して設定したのか) を説明する文章を付記してください。</p>
資料 3	プロジェクト計画書において、吸収・排出量の算定に用いたパラメータ等を引用した資料 (文献)

資料 1 - P ※	<p>【関連する許認可及び関連法令】許認可等のために提出した書類、許可証明書 [想定される関連許認可及び関連法令等]</p> <table border="1" data-bbox="440 376 1310 757"> <tr><td>1</td><td>森林・林業基本法</td></tr> <tr><td>2</td><td>森林法</td></tr> <tr><td>3</td><td>森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)</td></tr> <tr><td>4</td><td>種の保存法</td></tr> <tr><td>5</td><td>鳥獣保護法</td></tr> <tr><td>6</td><td>騒音規制法</td></tr> <tr><td>7</td><td>景観法</td></tr> <tr><td>8</td><td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td></tr> <tr><td>9</td><td>環境影響評価法</td></tr> </table> <p>上記関連法令のうち、該当するものについて記述する。また該当しない場合はその旨記述すること。なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。</p>	1	森林・林業基本法	2	森林法	3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	4	種の保存法	5	鳥獣保護法	6	騒音規制法	7	景観法	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	9	環境影響評価法
1	森林・林業基本法																		
2	森林法																		
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)																		
4	種の保存法																		
5	鳥獣保護法																		
6	騒音規制法																		
7	景観法																		
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律																		
9	環境影響評価法																		
資料 1 - S ※	【補助金を受給している場合】補助金交付通知書（または同等の資料）																		
資料 3 - A ※	植林後に森林法第 5 条の森林となることが証明できる書類																		
資料 3 - C ※	【森林認証（FSC・SGEC）を受けている場合】森林認証を証明する書類。																		
資料 3 - E ※	<p>【プロジェクト対象森林の所有者が、プロジェクト代表事業者等に含まれない場合】プロジェクト代表事業者等と森林所有者の間で持続性の担保について確認・合意したことの証拠：参考様式あり。事務局ウェブサイト参照。</p> <p>* プロジェクト対象森林について、土地所有者以外に権利を有する者（入会権者等）が存在する場合も、持続性担保について確認・合意したことの証拠が必要となる。</p>																		

注)「※」のついた資料に限り、プロジェクト計画書提出の時点で資料を準備できない場合は、準備状況を示す資料提出により代替することができ、**意見募集（パブリックコメント）に付す必要はありません。**ただし、妥当性確認機関の提出要求があった場合はそれに従ってください。

別添資料 2 : 方法論の改訂内容の詳細

Ver.	改訂日	有効期限	主な改訂箇所
1.0	2009/3/10	2010/5/9	—
2.0	2009/9/9	2011/1/28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. ベースラインシナリオの定義を追記した。 ・ 3. 算定で考慮すべき温室効果ガス吸収・排出源において、表中にベースライン吸収量に関する説明を追記した。 ・ 6. ベースライン吸収量の算定に関する説明を追記した。 ・ 別紙 1 : 拡大係数などに掲載される拡大係数を最新の情報に更新した。
3.0	2010/5/28	2011/8/5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5. 吸収増大量の計算式 及び 7. モニタリング方法に記載されている吸収量算定のパラメータ “$Area_{Forest}$” の定義が「樹種別・林齢別の面積」であることを明記した。
3.1	2010/9/30	2011/8/5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修辞上の修正を行った。
3.2	2010/12/6	2012/2/21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出すべき資料を変更した。
4.0	2011/6/21	2012/10/3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適格性基準条件 2 及び適格性条件の説明条件 2 にプロジェクト対象森林土地所有者に対する合意書の取り付けを明示した。 ・ 適格性基準条件 4 及び適格性条件の説明条件 4 にクレジット発行対象期間終了後の報告義務及び補填義務を課す旨を明示した。 ・ 方法論詳細 「3. 算定で考慮する温室効果ガス排出・吸収活動」にベースライン吸収量の把握日を設けた。
5.0	2012/2/3	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法改正に伴う修正
5.1	2012/7/20	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妥当性確認にあたって準備が必要な資料 2-2 の修正
5.2	2012/9/11	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ パラメータ「森林経営活動の対象となる森林面積」から控除すべき森林作業道について、但し書きを追加。 ・ 修辞上の修正。